

生徒指導規定

I 制服規定（令和6年度以前の入学生）

(1) 冬服

・詰襟スタイル

本校指定または生徒指導部として許可した標準的な黒の詰襟学生服。左襟に学年色の校章バッジを着用する。学生服の襟から、フードを出すことや、前ボタンを外すなど控えること。

・セーラー服スタイル

本校指定の紺のセーラー服（白襟にえび茶の2本線）。本校指定のスカーフを着用し、胸ポケット上に学年色の校章バッジを着用する。

(2) 夏服（校章バッジは不要）

・シャツスタイル

本校指定の白のカッターシャツ（半袖・長袖）。胸ポケットにえび茶の校章刺繍があるもの。

・セーラー服スタイル

本校指定の白のセーラー服（半袖・長袖）。白襟にえび茶の2本線。指定のスカーフを着用する。

(3) ボトムス（スラックス・スカート）について（旧規定適用者）

・スラックス

冬・夏服とも本校指定、または標準型の黒の学生ズボンとする。標準型であれば校章フロッキーがない場合も着用できるが、変形ズボンの着用は認めない。

・スカート

冬・夏服とも、丈は「膝の中心」を基準とする。指定店で購入したスカートについては、左側のウェスト下と裾に紺色の校章フロッキーが入る。それ以外を着用する場合は、生徒指導部の点検を受け、所定の校章フロッキーを入れること。ウェスト部分の巻き上げ等の加工は認めない。

(4) 新制服規定（令和7年度以降の入学生・希望者）

新制服は、個人の選択に基づき以下のいずれかのタイプを基本形として着用する。

① 冬服

・I型（テーラードジャケット形式）

ジャケット、シャツ（校章刺繍入）、スラックス、ネクタイまたはリボン

・II型（ノーカラージャケット形式）

ジャケット、セーラーブラウスまたはシャツ（校章刺繍入）、スカートまたはスラックス、ネクタイまたはリボン

※ジャケットと（スカート・スラックス）の組み合わせは自由とする。

※スカートには左側のウェスト下と裾に刺繍がある。スカート丈は膝の中心が基準で、ウェスト部分の巻き上げ等の加工は認めない。切断等行った場合は再購入の対象となる。

② 夏服（希望者購入）

・上衣：指定ポロシャツ（紺・白）

・下衣：夏用スラックス、夏用スカート（スカート丈の基準は冬服に準ずる）

③ 指定ニット類（防寒）

・本校指定のニットベスト、ニットカーディガンのみ着用を認める。

・着用期間の制限はない。

(5) 更衣について

基準日は、6月1日および10月1日とするが、式典等の指定日を除き、気候に合わせて夏服・冬服を自由に選択できる。

2 防寒衣料について

- ① 着用期間の制限はない。
- ② 色は、紺・黒・白・茶・グレー・ベージュ等とし、華美でないものとする。

3 履物について

- ① 通学靴・靴下：指定はないが、教育活動に適した華美でないもの（スニーカー・革靴等）を履く
- ② 校内履き：校内用スリッパおよび体育館シューズは、本校指定のものを履く

4 身だしなみ全般

清潔感を保ち、教育活動にふさわしい端正な身だしなみを心がけること。頭髮の加工（染色・脱色等）、化粧、マニキュア、およびアクセサリー類の着用は認めない。

5 異装について

負傷等のやむを得ない理由により、規定の服装ができない場合は、事前に「異装届」をHR担任経由で生徒指導部へ提出し、許可を得ること。

6 交通安全・生活安全について

(1) 事故にあった場合は、以下の「交通事故の初期対応」に従い行動する。

どんな小さな事故でも交通事故にあったら、まず落ち着いて、冷静に次の順番で対処してください。

- ①必ず110番 ②相手の連絡先を確認（氏名・電話番号・住所） ③家庭・学校に連絡

(2) 不審者に遭遇した場合は、大声を出し、すぐに近所に援助を求める。不審者から離れて身の安全が確保されたら警察及び学校に連絡すること。

7 自転車通学について

(1) 通学に自転車を使用する場合は、自転車通学許可願を提出する。近距離の生徒は、できる限り徒歩で通学する。

(2) 許可された自転車にステッカーを貼り、交通ルール・マナー遵守して通学する。自転車の買い替えや、ステッカーの破損などがあった場合は再度登録する。

(3) 雨天時は必ず雨合羽を着用する。指定の雨合羽はないので、長く使える丈夫なものを各個人で準備する。

注 傘さし運転をしない。また、傘が車輪に巻き込むのを防止するため、長い傘を自転車にかけたり、手に持ったりしたまま乗ることは禁止。

(4) ヘルメット着用に努めること。（道路交通法により努力義務化されている）

8 始業時刻

- (1) 8時25分に予鈴が鳴るので、それまでに着席できるように登校する。8時35分に朝のS Tが始まり、本鈴の鳴り始めに教室にいない場合は遅刻となる。
- (2) 下校時刻は、部活動がない限り17時を原則とする。

9 遅刻・欠席・早退について

- (1) 遅刻・欠席・早退をする場合は、必ず保護者が8時20分までに学校に連絡する。
- (2) 登校後の早退は、担任にその旨を申し出て許可を得る。場合によっては、保護者へ引き取りをお願いすることもある。

10 所持品について

- (1) 高価なものや多額の現金、学校に不必要なものは持ち込まないこと。
- (2) 財布などの貴重品は、各自で管理すること。
- (3) 紛失物や拾得物のあったときは、すぐに申し出る。

11 昼食について

- (1) 昼食を持参すること。購買でパンのみ販売している。
- (2) 食事をするために外出することや買いに行くことは認めていない。

12 アルバイトについて

原則禁止。家庭の事情でやむを得ない場合は、保護者からその旨を伝え、学校の許可を得る。

13 オートバイ・自動車免許について

四ない運動「取得しない・買わない・乗らない・乗せてもらわない」を厳守すること。

14 その他

- (1) 登校後、やむを得ない理由で校外に出るときにはHR担任または関係の教員の許可を受ける。
- (2) 携帯電話の使用については、学校の指導と公共のマナーに従うこと。
- (3) 事故や自然災害の被害にあった時、あるいは問題行動を起こして補導されるなどの事態が生じた時には、必ずHR担任または生徒指導部の教員に申し出て指示を受ける。

15 特別指導について

校長は、教育上必要と認めた場合、特別指導を行う。特別指導に該当する行為は下記の通りである。

- (1) 他人に危害を与える行為、命に関わるような違法行為や校則違反
[傷害、暴言・暴力、交通非行(四ない運動違反など)、窃盗(万引き・恐喝を含む)等]
- (2) 触法行為や社会道徳上許されない行為
[飲酒、喫煙、器物損壊、情報モラル上の問題行為、いじめ・嫌がらせ行為、性非行、薬物乱用、不健全娯楽、わいせつ行為など]

(3) 学校の秩序を乱す校則違反

〔無断アルバイト、考査に関する不正行為、家出（無断外泊）、深夜徘徊、怠学、生徒としての本分に反する行為（指導拒否を含む）〕

- 上記指導について、学校対応が困難な場合は警察と連携を図りながら、必要に応じて指導を行う。（情報モラル上の問題行為やわいせつな行為など）
- いじめ事案については、春日井高校いじめ防止基本方針に基づき、その都度審議し、必要に応じて指導する。
- 学校だけでなく、家庭や専門性のある関係機関、地域などの協力を得ながら、個に応じた包括的な支援の視点を持って指導する。

校則変更の手続き

- 1 生徒会中央委員会は校則の変更（追加、改正又は廃止）について審議し、承認を得た後、校則の変更を求めることができる。
- 2 前項の規定に基づく求めがあったときは、生徒指導部会、運営委員会、職員会議でその内容を議論する。
- 3 校長は、生徒や保護者、教員等からの意見や運営委員会、職員会議での議論、本校のスクールポリシーを踏まえ、校則の変更について決定する。